

一般質問
櫻本 利明
(真政会)

生活困窮者
自立支援法の準備

るのか、事前に決定している。エピペン所持者はアナフィラキシーショックを起こす可能性があるので、かかりつけ医、緊急連絡先、エピペン保管場所を全教職員が対応できるよう文書で保管している。かかりつけ医や緊急連絡先の情報は消防署にも伝えてある。エピペンは自己注射であるが、本人や保護者が打てない緊急時には校長や教師等が打つことになる。エピペン所持者は小学校6校8人、中学校2校3人である。

問 全国学校栄養士協議会が開発した災害時に子どもたちがアレルギを心配せずに食べられる非常食「救給カレー」を学校現場等での備蓄食品として配置し、各学校での防災訓練等で試食しては。

答 アルファ米など約2万食を備蓄しているが、アレルギーに関しては多岐多様にわたっていることから進んでいない。提案いただいたことも参考に、今後検討していきたい。

問 以前、生活福祉課に警察OBを雇用してはどうかと話をしたことがあるが、採用は厳しいという答えであった。現在、警察OBを採用しているようだが。

答 一般職の非常勤として採用している。4年前から1人採用し、助言等を得ている。

問 生活困窮者自立支援法は、昨年春の国会で審議未了により廃案となり、秋の国会で修正案を再提出され可決された。平成25・26年の2年間で試験的に運用し、平成27年4月1日から施行となっているが、間違いないか。

答 平成27年4月1日から施行である。

問 平成25年度作成の24年度事務事業評価表を見ると、既に生活福祉課で自立支援事業に取り組んでいるが、今回の自立支援法との内容の違いは何か。

答 現在実施している自立支援事業は、生活保護受給者に対し、就労支援を目的として自立に向けた就業活動を行い、支援内容は、求職情報の提供、ハローワークの登録活用、同行、民間教育訓練講座の受講奨励である。それに対し、今回の生活困窮者自立支援法に基づくものは、生活保護に至る迄の人を対象としている。

問 生活保護における自立支援とあるが、本市はケースワーカーが12人で、1人当たり100件近く抱えている中、申請があると14日以内に調査して結論を出さなければならぬ。実際14日以内にできるのか。また、1人当たり100件近く担当している中身は、申請に対するものだけの数か。

答 生活保護法では14日以内に決定するようになっているが、資産調査や扶養調査等により猶予があり、最終的には30日以内に決定する。相談等はケースワーカーも含め、SV(査察指導員)という形で係長が担っている。ケースワーカーが担当する内容は、定期的な訪問活動等があり、適正な保護に努めている。

問 通常1人に対する国が決める生活保護費の基準額は、いくらぐらいか。

答 基本的には単身世帯では生活費が約7万円弱で、家賃の要る場合はプラス4万円、合計約11万円弱である。

問 国民年金より生活保護を受けられるほうが良いのではということも聞くが、そうではなく、国民年金とは大差がないということか。

答 そうである。

問 生活困窮者自立支援法での国庫負担割合は、自立相談支援事業の住居確保給付金では3/4、就労準備支援事業の一時生活支援事業では2/3、家計相談支援事業の場合では1/2というように、中身によって国の負担割合が違い、それぞれ市の負担も変わる。この負担金は、現金支給ではなく事業に対する負担と聞くと、生活保護費や医療費を抑制していくには国も知恵を出し、将来的には負担割合は変わらぬと思う。見解は。

答 生活保護費は、1/4が市負担、3/4が国負担である。これらは国の制度であり、将来的なことは分からない。

問 市税の概要を見ると、将所得者は毎年千人位おり、将来的に生活保護につながる率が高いと思う。生活保護の相談件数は毎年どのぐらいあるのか。

答 相談件数は、平成24年度は686件、25年度は598件である。

問 このうち何割合が生活保護費支給に結びついているのか。

答 24年度は申請が221件、支給開始が180件、25年度は申請が220件、支給開始が195件である。

問 「預金口座にマイナンバー」時代の戦力的税務対策という記事が新聞に出ている。マイナンバー制度は、納税者の意識高揚と誠実な申告、的確な調査、指導及び脱税に対する罰則規定、預金や社会保障の履行等が明確になるなど、国からすると良い制度である。今、生活保護費の申請時には、扶養義務のいる第三親等者のところまではあまり調査はしていないと思うが今後はどうなるのか。

答 生活保護法の一部改正があり、7月1日から扶養義務者に対する調査も可能となる。30年程前は、税の直間比率についての議論がよくされ